

世界保健機関（以下「WHO」）では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR2005）（以下「国際保健規則」）を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」（以下「パンデミック条約」）を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められています。

令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されています。

現在、WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、①加盟国がWHOの勧告に従うことを予め約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる。

②WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う。

③ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる。

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されていますが、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にあります。

つきましては、貴議会において、関係機関へ地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出していただくようお願いいたします。

記

- 1 WHO総会で行われたパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること。
- 2 地方議会議員、有識者、その他一般国民から、意見を聴取する手続を早期に開始すること。